

小学校児童の通学のあり方に関する調査の実施について

保護者等 各位

皆さまには、日頃から町教育行政に対して特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
本町では、平成 30 年度に「聖籠町行財政改革大綱」を策定し、その中で循環バス事業の見直しのほか中学生の冬季通学バス運行事業の見直しをすることにしており、その見直しにあたっては小学生の通学のあり方も併せて検討することとしております。

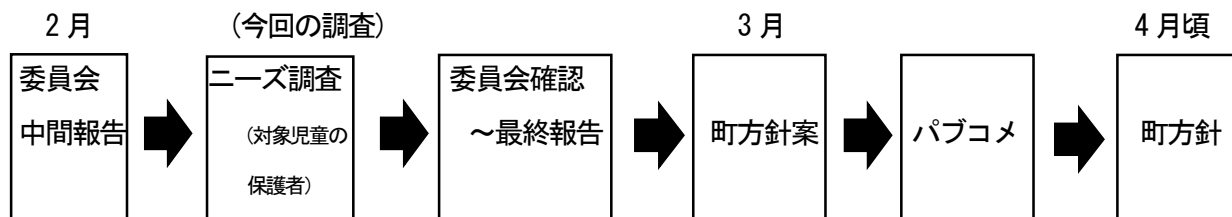
町小学校の通学をめぐる情勢は、「保護者などからスクールバスの運行を求める要望」が出ていること、「聖籠町行財政改革大綱により小学生の通学のあり方について検討」すること、「各地における通学時の事件・事故における不安の増加」及び「教材が増えたことにより重いカバンを担いで通学すること」などによる社会情勢の変化から生じる不安・負担が増加しています。

このような状況を踏まえ、町では令和元年 12 月から「聖籠町立小学校児童の通学のあり方検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設立し小学校児童の通学のあり方について検討を重ねてきた結果、『遠距離を通学する児童はその不安・負担が大きくなるためこの不安要素の軽減又は解消のため、遠距離徒歩通学をする児童を対象にバスの運行事業を実施すべき』との中間報告がありました。

このことから、中間報告に基づいて運行した場合として『対象となる児童の保護者に対しバス利用の意向調査をする』こととしました。

なお、この意向調査を踏まえた検討委員会からの最終報告を受けて、町の方針を決定していく予定です。

【今後の予定（町の方針決定まで）】



《委員会において、中間報告でまとめた主な内容は次のとおりです。》

【想定するバス運行事業（案）】

1 対象とする児童及び学年

対象とする児童は、「学校から集落の中心までの道のりが2.5km以上ある集落に居住する児童」とし、その学年は「1～6年生までの全学年の児童」を対象とする。

この、2.5kmに特定した根拠は、文部科学省が定める公立学校の適正配置（通学条件）の標準（※）を参考に定めたものです。その標準の中で、「通学時間の基準は1時間以内を一応の目安とする」としていることから、低学年児童が1時間で歩く距離を現在徒歩通学する児童の実態から2.5～3kmと推定し、このことから「対象児童は学校から集落の中心までの道のりが2.5km以上の集落に居住する児童」としたものです。

（※）文部科学省が定める公立学校の適正配置（通学条件）の標準

スクールバスの利用等、通学実態の多様化を踏まえ従来の通学距離の基準（小学校：4km以内、中学校6km以内）に加えて通学時間の基準は1時間以内を一応の目安とし、市町村が判断（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）。

「公立小学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（要旨）

2 対象となる集落

【蓮野学区】：藤寄、大夫興野、旭ヶ丘、甚兵衛橋

【山倉学区】：四ツ屋、中の橋、本三賀、蓮潟新田

【亀代学区】：該当集落なし

3 バスの運行（送迎）方法

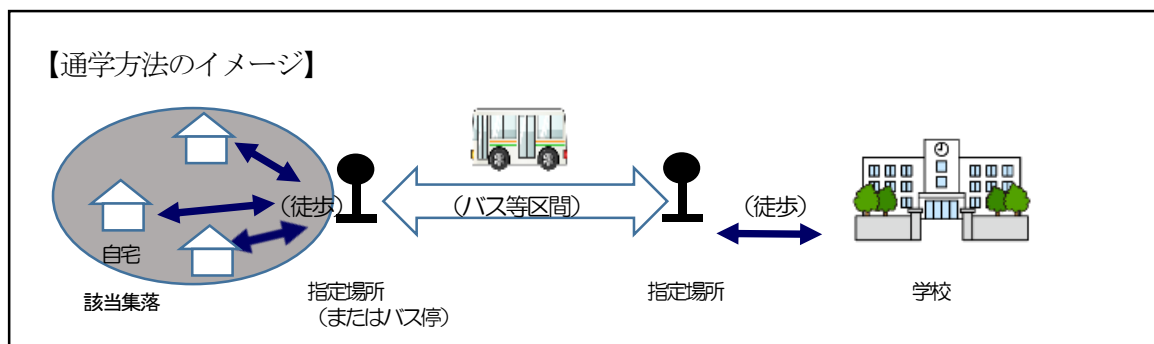
検討にあたっては、児童が徒歩通学による「歩くことの重要性（メリット）」（※）を重視し運行方法を検討しました。

（※）「歩くことの重要性（メリット）」

- ① 脚力・体力がつく
- ② 忍耐力・持久力がつく
- ③ 登・下校時において、地域住民などとの挨拶ができる・身につく
- ④ 1～6年生までの登校班を編成することで、縦割りの良き関係が築ける
- ⑤ 始業前に体が温まる（脳の活性化につながる）
- ⑥ 自然の中を歩くことで、感性が育つ・身につく（四季の変化に触れる など）

(運行にあたっての基本的な考え方)

歩くことの重要性から、バス利用児童も一定程度は徒歩通学区間を設け、学校内へバスは乗り入れない。



【蓮野学区】

蓮野学区は、対象となる児童が 70 名前後となることから比較的大型のバスを利用して運行する必要がるため、道幅の広い主要道のみでの走行とする。なお、利用人数の状況などを勘案し藤寄集落のうち東港に通じる県道新潟東港線を境とした新潟側地域の児童については、町循環バスの利用についても考慮する。

このことから、集落側の乗降場所 (バス停) は原則では町循環バスのバス停である「甚兵衛橋バス停」、「天尾重建前バス停」、「大夫興野バス停」の 3 か所とし、学校側の乗降場所 (バス停) は「蓮野地区多目的屋内運動場」とする。

登校時

3か所のいずれかのバス停に集まり、そこからバスに乗りし蓮野地区多目的運動場で下車し、そこから登校班を編成し通学路を歩いて学校まで徒歩通学とする。

下校時

学校から徒歩で蓮野地区多目的運動場に行き、そこからバスに乗りし登校時乗車したバス停で下車し、そこから自宅まで徒歩で帰宅する。

【山倉学区】

山倉学区は、対象となる児童が 10 名前後と比較的少数であることからワゴンタイプの小型車を利用して運行する。

このことから、集落側の乗降場所 (バス停) は町循環バスのバス停である「四ツ屋バス停」、「本三賀バス停」、「上新田バス停」の 3 か所とし、学校側の乗降場所 (バス停) は「町民会館」とする。

登校時

3か所いずれかのバス停に集まり、そこからバスに乗りし (本三賀児童は四ツ屋を経由) 町民会館前で下車し、そこから通学路を歩いて学校まで徒歩通学とする。

下校時

学校から徒歩で町民会館まで行き、そこからバスに乗車し登校時乗車したバス停で下車し、そこから自宅まで徒歩で帰宅する。

4 利用者負担について

「徒歩児童との公平性の確保」と「持続性のある事業の確立」の観点からバスの利用については『有料』とする。

バスの利用運賃は1回50円とし、利用する都度納入する。

納入に際しては、回数券での納入をお願いするものとし、希望によっては定期券(フリーパス券)の販売もする。

なお、生活保護世帯・就学援助世帯のほか、中学生までで3人以上の子どもがいる世帯は3子目以降の児童を対象に減免措置を設ける。

以上の内容に基づき、バスの運行を「想定」しました。

このため、上記の内容は委員会で検討した結果におけるバス運行の『想定内容』となりますので、あくまでもこの内容で運行するというものではありませんのでご理解をお願いいたします。

このため、今回のニーズ調査は対象となる児童の保護者様に対し調査を実施させていただきますので、調査対象外の保護者様におかれましては本調査の趣旨につきまして特段のご理解をいただきますようお願いいたします。

令和2年3月

聖籠町教育委員会 子ども教育課